

## 令和5年度外国人労働者問題啓発月間実施要領

### 1 趣旨

#### (1) 外国人労働者対策における現状等

経済社会の国際化の進展に伴い、就労を目的として我が国に入国、在留する外国人は増加したが、その就労状況をみると、雇用が不安定であること、社会保険の未加入が多いこと、不法就労者数が高水準で推移していること等の問題があったことから、平成19年に雇用対策法（昭和41年法律第132号）を改正し、専門的・技術的分野の外国人労働者の就業を促進するとともに、就労する外国人労働者について、雇用管理の改善や再就職を促進するための施策を総合的に講ずることとされた。

こうした中、平成20年秋に発生したリーマンショックに端を発した経済危機の下、派遣・請負等の不安定な雇用形態にある日系人労働者の解雇・雇止めが相次いだこと等から、日系人集住地域の公共職業安定所（以下「安定所」という。）を中心にその就職支援に向けて機動的対策を実施してきた。

その後、経済の回復により雇用情勢は着実に改善が進んできたものの、求人・求職のミスマッチは高い状況が続き、中小・小規模事業者を始めとした人手不足が深刻化し我が国の経済・社会基盤の持続可能性を阻害する可能性も出てきたことから、従来の専門的・技術的分野における外国人材に限定せず、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みとして、新たな在留資格の創設を柱とする「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」（平成30年法律第102号。）が平成31年4月1日に施行され、在留資格「特定技能」を有する外国人（以下「特定技能外国人」という。）の受入れが開始された。

また、外国人材の受入れ・共生のための取組を政府一丸となって推進していく観点から、平成30年12月25日に開催された「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（以下「総合的対応策」という。）が取りまとめられ、令和4年度改訂（最終改訂は令和4年6月14日）が決定されるなど改訂を重ねながら、内容の充実が図られている。さらに、令和4年からは「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」も同日付で策定され、目指すべき外国人との共生社会のビジョンの実現に向けて、今後5年間に取り組むべき方策等を示されている。

総合的対応策においては、労働基準監督署（以下「監督署」という。）、安定所、総合労働相談コーナー等における適正な労働環境等の確保に係る取組の推進ややさしい日本語を含む多言語での対応・情報発信の充実、地域での安定した

就労の確保等に向けた安定所等における相談・支援の充実や留学生も含めた更なるマッチングの推進、技能実習生の適正な労働環境等の確保に向けた取組の推進、令和2年7月に設置された外国人在留支援センターにおける関係府省連携しての外国人の雇用促進等に対する各種支援等、様々な施策が盛り込まれている。

## (2) 現在の取組

このような経緯を踏まえ、厚生労働省では、現在、以下のような取組を実施している。

### ① 雇用管理の改善及び再就職の促進

- ア 外国人雇用状況届出により外国人の雇用状況を把握した上で、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関する事業主が適切に対処するための指針」（平成19年厚生労働省告示第276号。以下「外国人雇用管理指針」という。）に基づく事業所に対する雇用管理改善指導や求人開拓の実施
- イ 外国人求職者に対する積極的な求人情報、職業訓練情報の提供等による再就職支援の実施
- ウ ハローワークコールセンターや多言語コンタクトセンターを活用した多言語対応による外国人求職者の職業相談の実施
- エ 永住等の身分に基づく在留資格の外国人（以下「定住外国人」という。）が集住する地域の安定所等を中心とした通訳員の配置による職業相談や、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上等を図る外国人就労・定着支援事業の実施
- オ 外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備措置を講じた事業主に対する助成（人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース））の実施

### ② 「専門的・技術的分野」の外国人の就業促進

- ア 専門的・技術的分野の在留資格を有する外国人求職者を対象とした全国の安定所における積極的な職業紹介の実施
- イ 留学生を対象とした「外国人雇用サービスセンター」（以下「外国人センター」という。）及び「留学生コーナー」における国内就職に向けた支援の実施
- ウ 「高度外国人材にとって魅力ある就労環境を整備するために～雇用管理改善に役立つ好事例集～」（平成30年3月）、「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」（令和2年2月）及び「外国人留学生の国内就職支援研修モデルカリキュラム」（令和3年5月）の活用及び周知などによる高度外国人材の就職促進に向けた環境整備の実施

### ③ 適正な雇用・労働条件の確保

- ア 監督署等による事業場に対する的確な監督指導等による法定労働条件の

## 履行確保の実施

- イ 主要な労働局及び監督署に設置されている「外国人労働者相談コーナー」における外国人労働者や事業主からの労働条件等に関する相談への対応
- ウ 全国どこからでも相談可能な「外国人労働者向け相談ダイヤル」及び「労働条件相談ほっとライン（委託事業で実施）」における13言語に対応した外国人労働者からの相談への対応
- エ 事業主に対し外国人雇用状況届出を厳格に履行させることで不法就労の防止を図るとともに、法令遵守の一環として警察庁、法務省及び出入国在留管理庁と合同で、中央では「不法就労外国人対策等協議会」を、各ブロックでは「不法就労等外国人労働者問題地方協議会」をそれぞれ開催するなど、不法就労に関する関係機関との連携強化
- オ 技能実習の状況を確認することを目的とした外国人技能実習機構による監理団体や実習実施者に対する実地検査及び技能実習生への母国語相談等の実施
- カ 「技能実習法に係る中央協議会」において、技能実習制度の適正化に向けて重点的に取り組むべき事項の決定等を行うとともに、全国8ブロックにおいて、関係行政機関等が相互の連携を図ることを目的とした地域協議会を開催するなど、技能実習制度に関する関係行政機関との連携強化

### (3) 課題

現在も依然として次に掲げる課題がある。

#### ① 雇用管理の改善及び再就職の促進

- ア 定住外国人を中心として派遣・請負の就労形態が多く雇用が不安定な状況がみられる。
- イ 事業主の認識不足等により労働保険・社会保険に加入していない事例や適正な労働条件が確保されていない事例等がみられる。
- ウ 定住外国人を中心として日本の職場におけるコミュニケーション能力が不十分である等の問題がある。

#### ② 「専門的・技術的分野」の外国人の就業促進

- ア 外国人を雇用したことのない企業が依然として多く、採用しても企業側の環境整備が進んでいないことなどにより、高度外国人材の活用が進んでいない。
- イ 日本で就職を希望する留学生のうち実際には就職できていない者も多く、なお就職支援の必要性が高い。

#### ③ 適正な雇用・労働条件の確保

- ア 技能実習生を含め、外国人労働者については、法定労働条件確保上の問題が認められる事案が見られることから、引き続き適正な雇用・労働条件の確保が求められている。

イ　外国人労働者の労働災害は増加傾向にあることから、安全衛生の確保のため、当該外国人労働者の母国語等を用いる、視聴覚教材を用いる等、当該外国人労働者がその内容を確実に理解できる方法による安全衛生教育の実施等が求められている。

ウ　我が国には、未だ多数の不法滞在者が存在しており、その多くが不法に就労している可能性があるうえ、不法就労の態様も年を追うごとに多様化かつ巧妙化していることから、外国人労働者の就労状況を適切に把握することが求められている。

#### (4) 今年度の取組方針

令和5年度も、政府全体で取り組む月間において、厚生労働省としても、事業主、事業主団体等を始め、広く国民一般を対象として、次に掲げる取組を中心に、「誰もが活躍できる職場づくりを進めよう～外国人雇用はルールを守って適正に～」を標語として、外国人雇用の基本ルールの遵守に関する啓発・指導等を積極的に行うこととする。

- ① 我が国の外国人雇用対策の基本的な考え方の周知
- ② 外国人雇用状況届出の厳格な履行確保
- ③ 外国人雇用管理指針に基づく雇用管理改善指導等を始めとする外国人労働者の適正な雇用管理、労働条件及び安全衛生の確保対策並びに助成措置の周知
- ④ 特定技能外国人の適正な受入に向けた助言・指導
- ⑤ 定住外国人の就労支援及び安定雇用の確保
- ⑥ 高度な技能を有する外国人材が能力を発揮しやすい職場環境の整備
- ⑦ 留学生を始めとする「専門的・技術的分野」の外国人の就業促進
- ⑧ 技能実習生の適正な雇用・労働条件の確保
- ⑨ 不法就労防止対策

#### 2 実施期間

令和5年6月1日（木）から6月30日（金）までの1か月間とする。

#### 3 主 唱

厚生労働省

#### 4 標 語

「誰もが活躍できる職場づくりを進めよう～外国人雇用はルールを守って適正に～」

#### 5 実施事項

厚生労働本省（以下「本省」という。）及び労働局では、月間に次に掲げる事項について実施することとする。

## (1) 本省で実施する事項

### ア 広報活動の実施

月間における活動の趣旨について、厚生労働省関係広報誌を活用すること等により、国民一般に対する広報活動を行う。

### イ ポスター・パンフレットの作成

月間のポスターを作成するとともに、外国人雇用に係る留意点等についての事業主向けパンフレットを作成する。

### ウ 事業主団体等への協力要請

主要な事業主団体等を通じ、傘下団体・会員企業等に対して、外国人労働者問題に関する積極的な周知・啓発への協力を求める。特に、外国人雇用状況届出について、事業主が法令遵守の観点から厳格に履行するよう主要な事業主団体等に協力を要請する。

また、不法就労の防止に関しては、出入国在留管理局及び警察庁と合同で、主要な事業主団体等に対し協力を要請する。

### エ 関係機関への協力要請

関係機関及びそれら機関を通じて関係団体等に対し、月間中のポスターの掲示、パンフレットの配布等、月間実施に係る協力を要請する。

## (2) 労働局等で実施する事項

### ア 広報活動の実施

労働局、監督署及び安定所（以下「労働局等」という。）は、適宜、本省作成の広報資料等を活用し、地方公共団体等の広報誌の活用及び報道機関への協力依頼等による広報活動を行う。

### イ ポスターの掲示・パンフレットの配布

労働局等は、施設内にポスターを掲示するとともに、事業主団体、関係機関等に対してその掲示の協力を求める。

また、パンフレットを施設内に配置し、事業主を中心に配布する。

### ウ 事業主団体等を通じた周知、啓発及び協力要請

労働局等は、事業主団体等を通じた積極的な周知、啓発及び協力要請を幹部自らが率先して行う。特に、外国人雇用状況届出について、事業主が法令遵守の観点から厳格に履行するよう、事業主団体等に協力を要請する。

また、不法就労の防止に関しては、地方出入国在留管理局及び都道府県警察との連携を図りつつ、事業主団体等に対し協力を要請する。

### エ 各種会合における事業主等に対する周知・啓発等の実施

労働局及び安定所は、月間中に開催する「外国人雇用管理セミナー」を、留学生を始めとする「専門的・技術的分野」の外国人の就業促進及び外国人雇用管理指針に基づく適正な雇用管理改善の周知・啓発を行う機会として、積極的に活用する。併せて、助成措置についても周知し、その活用を勧奨する。

また、労働局主催の各種セミナー等の事業主が集まる会合では、留学生を始めとする「専門的・技術的分野」の外国人の就業促進を図るべく、「高度外国人材にとって魅力ある就労環境を整備するために～雇用管理改善に役立つ好事例集～」（平成30年3月）、「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」（令和2年2月）及び「外国人留学生の国内就職支援研修モデルカリキュラム」（令和3年5月）等の外国人雇用対策に係る資料を配布するなど、周知・啓発に努める。併せて、助成措置についても周知し、その活用を勧奨する。

#### オ 個々の事業主等に対する周知、啓発及び指導

労働局等は、事業主等に対し、あらゆる機会を利用して外国人の雇用・労働条件に係る取扱いや助成措置等について適切な情報提供や積極的な周知、啓発及び指導を行うとともに、外国人労働者を雇用する事業所に対しては、安易な解雇等の予防や適正な労働条件及び安全衛生の確保、雇用管理の改善等を目的として、事業所を訪問し、指導・監督を行う。

特に、安定所は、初めて外国人労働者の雇い入れがあった事業所、特定技能外国人や技能実習生を雇用する事業所、外国人を多数雇用している派遣・請負事業所をはじめ、地域の状況も踏まえつつ、過去の指導履歴等も考慮し、接触の必要性の高い事業所等を選定した重点対象事業所に対して、外国人雇用管理指針に基づく雇用管理改善指導等を積極的に行う。その際、募集・採用に当たり、国籍による差別的な取扱いをしないよう十分留意する必要がある点について、周知を行う。

また、月間の様々な機会をとらえて求人開拓等を実施する。

なお、事業所訪問指導の際に、労働関係法令、労働保険・社会保険関係法令又は出入国管理法令違反の疑いがある事案等を把握した場合は、関係機関へ速やかに情報提供を行う。

#### カ 特定技能外国人の受け入れ等に関する事業主への助言・指導等

安定所は、外国人雇用管理指針に基づき、特定技能外国人の受け入れや雇用管理に関して事業主に対する助言・指導等を行う。

また、特定技能による就労を希望する留学生等や転職を希望する特定技能外国人が安定所を利用する場合には、当該外国人の希望条件、技能水準等を十分に踏まえた上で、特定技能外国人は就労可能な分野・業務が制限されていること、特定技能外国人を受け入れる機関は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）で定める基準を満たす必要があることなど、出入国管理行政における取扱いを十分念頭におき、適切に職業紹介等の業務を実施する。

監督署においては、労働基準関係法令違反が疑われる特定技能外国人受け入れ事業主等に対して監督指導を実施し、労働基準関係法令違反が認められた場合にはその是正に向けて指導を行うとともに、悪質な事業主等に対しては、送検を行うなど厳正に対処する。また、労働基準監督機関と出入国在留管理機関との間に設

けられた相互通報制度の適切な運用に努める。

さらに、特定技能外国人の人権侵害が疑われる事案については、出入国在留管理機関との合同監督・調査を行い、労働基準関係法令違反が認められ、かつ悪質性が認められるもの等について送検を行うなど、厳正に対処する。

#### キ 技能実習生の受入れに関する事業主等への周知、啓発及び指導

労働局等は、技能実習制度に基づいて技能実習生を受け入れている事業主及び監理団体に対し、技能実習生についても、外国人雇用の基本ルールの遵守が求められることや、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）や最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）等の労働関係法令が適用されることについて、外国人技能実習機構を始めとする関係機関と連携を図りつつ、あらゆる機会を通じて周知、啓発及び指導を行う。

なお、出入国在留管理庁作成の不法就労防止に係るリーフレットの配布を通じ、実習先から失踪した技能実習生が実習先以外で就労する場合を含め、出入国在留管理庁から認められた範囲を超えて就労する等の不法就労活動をさせた事業主は、入管法に違反することについても周知、啓発を行うとともに、妊娠や出産を理由に技能実習を打ち切るなどの不利益な取扱いをすることは、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）等に違反することについて周知、啓発を行う。

また、不適切な解雇等の予防に係る周知、啓発及び指導を行うほか、安定所では、関係機関の協力等により、外国人雇用状況届出を提出していない事業主を把握した場合には、厳格に指導を行う。

監督署においては、労働基準関係法令違反が疑われる技能実習生を受け入れる事業主等に対して監督指導を実施し、労働基準関係法令違反が認められた場合にはその是正に向けて指導を行うとともに、悪質な事業主等に対しては、送検を行うなど厳正に対処する。

また、労働基準監督機関と外国人技能実習機構との間に設けられた相互通報制度の適切な運用に努める。

さらに、労働基準関係法令違反に関連して技能実習生に対する労働搾取目的の人身取引が疑われる事案については、外国人技能実習機構との合同監督・調査を行ったもののうち、労働基準関係法令違反が認められ、かつ悪質性が認められるもの等について送検を行うなど、厳正に対処する。

#### ク 外国人センター等の周知

東京・愛知・大阪・福岡に設置している外国人センター及び一部の新卒応援ハローワーク内に設置している留学生コーナーにおいて、それぞれの専門性を活かして留学生の就職支援を行っていることについて、広く周知を行う。

また、留学生以外の外国人求職者の支援を実施している「外国人雇用サービスコーナー」及び「外国人労働者相談コーナー」を設置している労働局等では、その開設場所、業務内容等について広報活動を行い、これらコーナーについて広く

周知するように努める。

なお、外国人センター等においては、職業紹介事業者を利用する際のトラブルを避けるための留意事項についても周知に努める。

ケ 「外国人労働者向け相談ダイヤル」等の活用

「外国人労働者向け相談ダイヤル」及び「労働条件相談ほっとライン（委託事業）」において、外国人労働者の方からの労働条件等の相談に対し、法令の説明や各関係機関の紹介等を行っていることについて、広く周知を行う。

コ 総合労働相談コーナーの活用

総合労働相談コーナーにおいて、職場におけるハラスメントや解雇等のトラブルに関する多言語での相談を実施していることについて、広く周知を行う。

サ 新卒応援ハローワーク及び安定所における留学生の積極的な就職支援の実施

5 (2) ク以外の新卒応援ハローワーク及び安定所においても、外国人センターの支援を得ながら、地域の実情に応じ、地域の大学や事業主団体等と連携して留学生向け面接会等を開催するとともに、必要に応じて外国人センター及び留学生コーナーで実施している取組を紹介し、利用勧奨を行う。